



掛川市・大東町・大須賀町

6月
2003

創刊号

任意合併協議会だより

「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」設置



協議会開所式(4月1日)

掛川市、大東町、大須賀町は合併に関する協議を行うため、平成15年4月1日に「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」を設置しました。5月19日には第1回協議会を開催し、合併についての本格的な協議を始めています。

当協議会では、「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会だより」を創刊し、協議の内容や市町村合併に関する情報など、合併について考えていただくための情報を地域の皆さんにお知らせしていきます。

P-2	P-3~5	P-6~7	P-8
ごあいさつ	第1回 任意合併協議会 開催	この地域の 未来 どう描きますか?	お知らせ

編集・発行 ■ 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局 〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 掛川市役所内
TEL:0537-21-1211 FAX:0537-21-1212 URL http://www.kdo-gappei.jp E-mail info@kdo-gappei.jp

お知らせ

ホームページを開設しました

ホームページアドレス(URL)は
<http://www.kdo-gappei.jp>

任意合併協議会で、皆さんにより多くの情報をお届けするために、ホームページを開設しました。

協議会の紹介や会議の内容など合併に関する情報を掲載しており、会議結果など随時更新しています。ぜひ一度ご覧ください。

また、ホームページ内では、皆さんからのご意見、ご質問なども受け付けていますので、お気軽にお寄せください。



4,500人の方にアンケートを実施しています

現在、任意合併協議会では、1市2町が合併をした場合、新都市の特徴、課題、期待、要望等に関して、住民の意向を把握し、新都市建設計画等に反映していくためアンケートを実施しています。対象は、1市2町にお住まいの20歳以上の方から無作為に抽出した4,500人(掛川市:2,300人、大東町:1,200人、大須賀町:1,000人)の皆さんです。

なお、アンケートが届いた方で、まだ回答されていない方は、提出期限は6月13日(金)になっていますが、早急に記入、投函していただけるようご協力をお願いします。

任意合併協議会開催のお知らせ

- 第2回協議会
と き:平成15年6月16日(月)午後2時から
ところ:掛川グランドホテル3階 王冠の間
 - 第3回協議会
と き:平成15年7月15日(火)午後2時から
ところ:掛川グランドホテル3階 王冠の間
- ※協議会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。
☎ 任意合併協議会事務局 TEL21-1211

合併シンポジウムを開催します

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会では、合併について皆さんと共に考えるシンポジウムを各市町を会場に開催します。
今後のまちづくりを多くの皆さんと考えていくため、ぜひご参加ください。

- ◎掛川市会場
と き 7月26日(土)19:00~21:00
ところ 生涯学習センター・ホール
 - ◎大須賀町会場
と き 8月2日(土)14:00~16:00
ところ 中央公民館・ホール
 - ◎大東町会場
と き 8月17日(日)14:00~16:00
ところ 文化会館シオーネ・大ホール
- 参加方法は・・・
・どの会場にも参加することができます。
・各会場とも基本的に開催内容は同じです。
・入場無料です。直接会場へお越しください。
・託児あります。(ご希望の方は、事務局までご連絡ください。)
- ☎ 任意合併協議会事務局 TEL21-1211

●ご意見をお寄せください● 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
事務局	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 任意合併協議会	TEL 21-1211 FAX 21-1212

いよいよ



会長
掛川市長
榎村純一

住民の安心 幸せを向上するために

「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」は、本年4月1日に生まれ、5月19日に第1回協議会を開きました。

今回の市町村合併の激動は、時代が仕掛けたものといえます。明治22年、全国で7万1千のマチとムラは1万5千にまとめられ、小笠郡も4町31村になりました。これを明治の大合併といっています。次に、昭和29年から35年にかけて、全国1万の市町村が約3400にまとめられ、小笠郡は1市5町1村となりました。これが昭和の大合併です。

それから50年、今度は平成の大合併が始まり、今のところ小笠郡は3つの都市に分かれそうです。そこで、取りあえず1市2町の協議をスタートさせました。この地域は、海と山の幸と豊かな自然に恵まれ、東海道の大動脈が走り、農工商が美しく共存し、工業生産額も1兆2000億円あり活力・実力があります。市町村合併は保健医療福祉・環境・教育文化・経済産業・道路河川・防災等あらゆる分野において住民の安心・安全・幸せを向上するためのものです。今後、多くの情報・資料を公開し、住民各位が新都市の夢を語り、本合併協議会の論議が盛り上がるよう最大限努力いたします。



副会長
大東町長
大倉重信

理想の郷土を引き継ぐために

このたび、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会が設立されました。この協議会では、合併の是非を含めた画の作成などが行われます。

私たちが住むこの地域は、海あり山ありの豊かな自然に囲まれ、人情味豊かな理想の郷土ではないでしょうか。私たちは、この理想郷を将来を担う子供たちに、よりよい形で引き継いでいかなければなりません。

地方分権の推進や少子・高齢化の進行など地方行政を取り巻く環境の変化、交通・通信手段の発展による日常生活圏の拡大など、今、広域的な行政対応や高度な行政サービスが求められています。

市町村合併は、そのための有効な方策といえます。地域住民の皆様には、多くの情報を提供し、ご意見も十分いただきながら、地域発展のために尽力してまいりたいと考えております。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



副会長
大須賀町長
伊藤徳之

未来の地域のために

このたび関係皆様方の多大なご尽力により「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」が設立されました事に深く感謝を申し上げます。

1市2町はこれまで、人々の交流を始めとして生活・文化・経済・行政・政治と多くの係わりの中で発展をしてまいりました。これからも子孫に希望のもてる未来を残していく事が大切であると考えております。

今日まで社会の発展と共に住民の皆様の日常生活圏は拡大し、又、一方で少子・高齢や地方分権の進展等、行政を取り巻く環境も大きく変化し、広域的な行政対応や新たなシステムの方向づけが求められております。

このような時代要請を受け、今回住民の皆様が将来の地域づくりへの判断材料としての情報提供を行い、真剣に考え議論し、皆様と共に考えて行きたいと思っております。

今後協議会において多くの意見が交わされ、住民の皆様のご意見の中で協議が進展して行きますよう努力してまいります。

いよいよの流れ

- 平成14年
 - 4月 ○1市2町の首長、議会正副議長、助役により、まちづくりや財政分析など合併に関する基礎調査等を行う「1市2町合併調査研究本部」発会。
 - 5月 ○第1回本部会議。取り組み方針等について協議。
 - 8月 ○第2回本部会議。小笠・菊川両町に対する正式会談の要請など対応について意見交換。
 - 9月 ○第3回本部会議。第1回1市2町合併問題検討会議。議会正副議長、特別委員会正副委員長と本部による合同会議開催。小笠町、菊川町、袋井市、森町、浅羽町に正式に申し入れすることを確認。
 - 10月 ○第4回本部会議。経過を踏まえ、併合協議会を設立する。
 - 12月 ○第5回本部会議。第2回検討会議。合同会議で、1市2町を基軸とする、年内を期限に小笠・菊川両町と協議することを確認。
- 平成15年
 - 1月 ○第3回検討会議。合同会議で、合併協議会の早期設立に向けた協議を行う。
 - 3月 ○第6回本部会議。第5回検討会議。合同会議で①法定協議会設置を前提に4月1日に任意合併協議会を設置。②任意協議会は法定協議会に準じた内容とし、移行の際は同一性をもって引き継ぐ。③小笠・菊川両町には可能な限り呼びかける。を確認。
 - 4月1日 ○掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置。
 - 5月19日 ○第1回任意合併協議会開催。

第一回任意合併協議会開催



掛川市・大東町・大須賀町は、今年4月1日に「掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会」を設置し、5月19日、掛川グランドホテルを会場に第1回任意合併協議会を開催しました。

【報告事項】

以下の8件について承認されました。

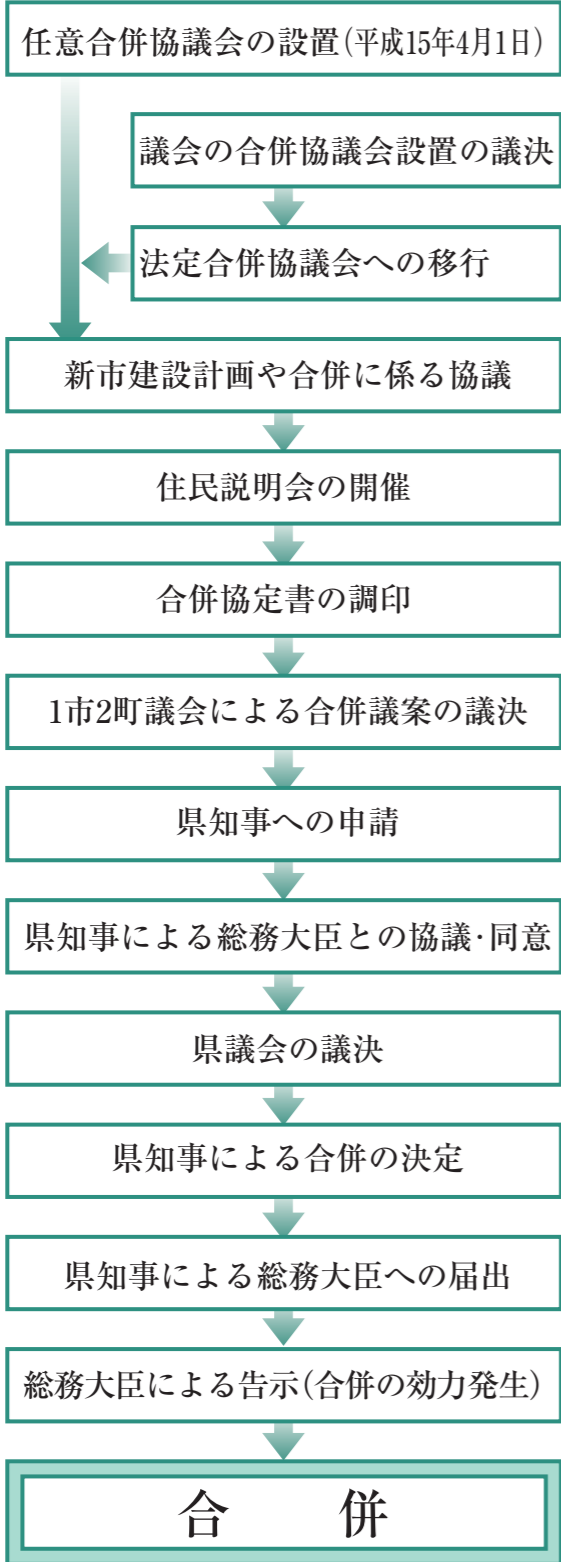
- 任意合併協議会設置までの経緯
- 任意合併協議会規約
- 幹事会規程(協議会に提案する事項の調整等を図る下部組織の設置規程)
- 専門部会設置規程(協議事項の各分野について専門的に協議を図るための幹事会の下部組織)
- 事務局規程
- 財務規程
- 事業計画(協議会開催計画、住民意向調査実施、シンポジウム開催等)
- 予算(総額3508万9000円)

合併協議会とは

合併協議会とは、地方自治法により、各議会の議決を経て設置されるものです。合併協議会では、新しいまちの姿となる新市建設計画の策定をはじめ、新市の名称や合併の期日など、合併に関する必要な事項を協議します。その結果は住民説明会を通じて住民の皆様へ提示をし、意見を求めます。つまり、合併協議会は合併の判断材料を提示する組織であるといえます。ただし、1市2町が合併するには、最終的に各議会での議決が必要となります。なお、今回1市2町で設置した協議会は、任意の協議会です。1市2町では、合併に関する住民の皆様のご認識をさらに深めて、法定の協議会に移行していく予定です。

合併するとした場合の 想定される スケジュール

平成15年



平成16年

平成17年

合併特例法の失効(平成17年3月31日)

合併協議項目

○この25項目を中心に協議が進められます

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い
- 6 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地方税の取扱い
- 9 特別職の職員の身分の取扱い
- 10 一般職の職員の身分の取扱い
- 11 条例、規則等の取扱い
- 12 事務組織及び機構の取扱い
- 13 一部事務組合等の取扱い
- 14 使用料、手数料等の取扱い
- 15 公共的団体等の取扱い
- 16 補助金、交付金等の取扱い
- 17 町名・字名の取扱い
- 18 慣行の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 消防団の取扱い
- 22 電算システムの取扱い
- 23 地域審議会の取扱い
- 24 その他各種事務事業の取扱い
 - (1) 姉妹都市・国際交流事業
 - (2) 男女共同参画事業
 - (3) 広報広聴事業
 - (4) 情報公開・個人情報保護制度
 - (5) 地域振興事業
 - (6) 交通関係事業
 - (7) 窓口業務
 - (8) 防災消防関係事業
 - (9) 生活保護事業
 - (10) 高齢者福祉事業
 - (11) 児童福祉事業
 - (12) 保育事業
 - (13) 障害者福祉事業
 - (14) 廃棄物関係事業
 - (15) 環境・衛生関係事業
 - (16) 保健・医療関係事業
 - (17) 商工・観光関係事業
 - (18) 農林関係事業
 - (19) 建設関係事業
 - (20) 上・下水道事業
 - (21) 市(町)立学校(園)の通学区域
 - (22) 学校教育関係事業
 - (23) 社会教育関係事業
 - (24) 文化振興関係事業
 - (25) その他事業
- 25 新市建設計画

任意合併協議会委員等

区分	氏名	市町名等	役職等	
会長	榛村 純一	掛川市	掛川市長	
	副会長	大倉重信	大東町 大東町長	
助役	伊藤徳之	大須賀町	大須賀町長	
	小松正明	掛川市	掛川市助役	
	川口 功	大東町	大東町助役	
議会選出	水野幸雄	大須賀町	大須賀町助役	
	戸塚正義	掛川市	掛川市議会議長	
	樽松友則	掛川市	掛川市議会副議長	
	山本義雄	掛川市	掛川市議会議員	
	石山信博	掛川市	掛川市議会議員	
	鳥井昌彦	大東町	大東町議会議長	
	牧野勝彦	大東町	大東町議会副議長	
	鈴木治弘	大東町	大東町議会議員	
	水野 薫	大東町	大東町議会議員	
	半井 孝	大須賀町	大須賀町議会議長	
	河井 清	大須賀町	大須賀町議会副議長	
	内藤澄夫	大須賀町	大須賀町議会議員	
	上野良治	大須賀町	大須賀町議会議員	
	学識経験者	原田新二郎	掛川市	掛川商工会議所会頭
		田中铁男	掛川市	掛川市農業協同組合長
滝沢恵子		掛川市	掛川市社会教育委員	
戸塚誠夫		大東町	大東町商工会長	
松本恵次		大東町	大東町教育委員	
水野淳子		大東町	大東町女性政策推進委員長	
増田正子		大須賀町	大須賀町自治連合会長	
蒲原忠雄		大須賀町	大須賀町商工会長	
中井明男		大須賀町	大須賀社会福祉事業会理事	
鈴木正彦		静岡県	静岡県総務部参事	
菅沼信夫		静岡県	中遠県行政センター所長	
小櫻義明		-	静岡大学教授	

区分	氏名	市町名等	役職等
監査委員	小関 榮	掛川市	掛川市代表監査委員
	大石鉄郎	大東町	大東町代表監査委員
	太田隆久	大須賀町	大須賀町代表監査委員

組織体系

任意合併協議会は次のような組織で協議を進めていきます。

任意合併協議会

- 合併の是非を含めた合併に関する協議
- 新市建設計画に係る協議

小委員会

- 協議会から付託された事項について協議・調整
(新市建設計画策定(小委員会など))

幹事会

- 合併協議会に提案する事項の協議・調整など
(1市2町の助役、合併担当部課長による6名で構成)

専門部会

- 行政分野ごとの専門的な調査・研究及び合併協議会に提案する原案づくりなど
(1市2町の課長等で構成)

事務局

- 協議会組織の事務全般
(1市2町より派遣された12名で構成)

分科会

- 各専門部会所掌事務の調査・研究及び資料作成など
(1市2町の主幹、係長等で構成)



協議会委員に委嘱状交付

協議事項

議案
以下の4件について
議決されました。

- 会議運営規程
住民の意見の反映と公平かつ公正な協議の推進に努めることを基本方針に、会議は原則公開するなど、会議運営の基本的な事項を定めた規程。
- 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
協議会委員と監査委員の報酬、費用弁償の額と支給方法に関し必要な事項を定めた規程。
- 合併協議項目
最終的に合併協定書に盛り込む項目となる合併協議項目25項目(詳細は5ページ)。
- 新市建設計画策定小委員会設置規程
新しいまちの姿となる新市建設計画を策定するために調査や審議を行う小委員会設置に関する規程。

提案

○合併の方式について
新設合併と編入合併の2方式について、それぞれの特徴が説明されました。次回の協議会でどちらにするかが協議されます。

議事終了後、その他の事項として、会議運営申合せ事項、住民意向調査の実施、次回の会議の開催についての3件が確認されました。

7月 第2号
2003
掛川市・大東町・大須賀町
任意合併協議会だより



6月23日 掛川市日坂宿にて

6月23日、第2回新市建設計画策定小委員会ではタウンウォッチングが行われ、1市2町管内の資源や施設を実際に見て回りました。

小委員会の委員を中心とした28名の参加者らは、各施設で説明を聞きながら新市での資源の生かし方について考えを巡らせていました。

表紙	新市建設計画策定小委員会 タウンウォッチング	P-2	第2回 任意合併協議会 開催	P-3	小委員会に おける協議も 始まりました	P-4	お知らせ 「そこが知りたい」
----	---------------------------	-----	----------------------	-----	---------------------------	-----	-------------------

編集・発行 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局 〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 掛川市役所内
TEL:0537-21-1211 FAX:0537-21-1212 URL <http://www.kdo-gappei.jp> E-mail info@kdo-gappei.jp

お知らせ

任意合併協議会開催のお知らせ

■第4回協議会
と き: 8月19日(火)午後2時から
と ころ: 掛川グランドホテル3階 王冠の間

小委員会開催のお知らせ

■第4回新市建設計画策定小委員会
と き: 7月28日(月)午後1時30分から
と ころ: 大須賀町役場南館第1研修室

■第5回新市建設計画策定小委員会
と き: 8月11日(月)午後1時30分から
と ころ: 掛川市役所4階会議室1

協議会、小委員会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。

ご利用ください「出前講座」

合併に関する基本的な知識や合併協議会の状況等を、10人以上のグループが主催する会合へ事務局職員が出向いて説明する「出前講座」を実施しています。ぜひご利用ください。

お申し込みにあたっては申込書の提出が必要になりますので、まずは任意合併協議会事務局にお電話ください。

また、ホームページから申込書の様式がダウンロードできますので、必要事項を記入し、FAX、郵送等で任意合併協議会事務局へ提出することもできます。

任意合併協議会事務局
TEL21-1211 FAX21-1212
〒436-8650 掛川市長谷701-1 掛川市役所内
ホームページアドレス
<http://www.kdo-gappei.jp>



1市2町の「そこが知りたい」 ～3つの城～

このコーナーでは、1市2町の自然や歴史などさまざまな分野について、写真などで紹介していきます。

今回は城をテーマに、それぞれの持つ特徴や歴史をご紹介します。

掛川城は室町時代に今川氏が遠江進出を狙い家臣の朝比奈氏に築かせたとされ、戦国時代から明治の廃城まで遠州の拠点として栄えてきました。歴代城主の中には内助の功で有名な山内一豊もいます。東海の名城とうたわれた天守閣も平成6年に本格木造で復元され、観光の名所となっています。



高天神城は室町時代に今川氏により築城され、尾根と谷が複雑に入り込む地形は守りやすく攻めにくい難攻不落の山城でした。「高天神を制するものは遠州を制する」といわれ、戦国時代に徳川・武田の両雄が浮沈をかけて戦った一大決戦場として有名です。訪れる人に今なお戦国のロマンを語り続けています。



横須賀城は天正6年高天神城攻略のため徳川家康の命により大須賀康高が築城したとされ、当時は港を有し、海上交通、陸上交通の要地として栄え、明治維新の廃城まで20代の城主が居城しました。

山城から平城に移る中間期の平山城で、昭和56年に国指定史跡となりました。現在は公園としても親しまれています。



ご意見をお寄せください 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
任意合併協議会	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 任意合併協議会事務局	TEL 21-1211 FAX 21-1212

資源リサイクル推進のため、古紙配合率100%の再生紙を利用しています。

新設(対等)合併に決定 第2回任意合併協議会

6月16日、第2回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会が掛川グランドホテルで開催され、30人の委員全員の出席のもと新市建設計画策定小委員会報告に続いて、合併の方式及び新市名称候補選定小委員会の設置についての協議、次回協議される合併の期日と新市の事務所の位置についての提案説明が行われました。

合併の根幹をなす合併の方式については、全会一致で新設(対等)合併に決定されました。

【報告事項】

1件の報告がされました。

新市建設計画策定小委員会報告について

6月14日に掛川市役所で行われた第1回新市建設計画策定小委員会の協議結果に基づき、正副委員長の選任、小委員会運営要領、計画策定方針、事業計画、新市建設計画についての検討内容等が報告されました。

【協議事項】

協議
1件の協議が行われました。

合併の方式について
新設合併に決定されました。



協議で各市町の委員から出された意見は、全て新設合併とすべきとの内容であり、全会一致をもって決定

されました。

議案
1件の議案が承認されました。

新市名称候補選定小委員会設置規程
新市の名称を協議会で協議するにあたり、予め名称の候補を選考するための小委員会を設置する規程が承認されました。

提案
以下の2件について提案がされ、協議する上での留意事項について説明がされました。
なお、提案事項は次回(第3回)の協議会で協議されます。

合併の期日について
合併をするとした場合は、いつ合併するのか決める必要があります。
合併する日を決めるにあたっては、

住民生活への影響、選挙の時期、電算業務等の事務処理への影響、合併特例法による特例措置・財政支援を受けるとした場合の同法の期限について留意する必要があります。(合併特例法の適用を受けるためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要があります。)

新市の事務所の位置について
新設合併の場合には、新たに市役所の位置を定める必要があります。
市役所の位置を決めるにあたっては、現庁舎をどのように利用するかについて留意する必要があります。

議事終了後、7月下旬から8月にかけて行われる合併シンポジウムの開催について、概要の説明がされました。

新設合併のポイント

法人格	関係市町村の法人格は全て消滅し、新たな市町村の法人格が発生します。
合併市町村の名称	新たに定めます。
役所の位置	新たに定めます。
市町村長	関係市町村長は全て失職し、新たに選挙で選出します。
議会議員	関係市町村の議員は全て失職し、新たに法定定数を選挙で選出します。 ただし、協議により、定数の2倍までの特例定数での選挙、又は最長2年間の在任特例を適用する方法もあります。
農業委員	関係市町村の委員は全て失職し、新たに選挙等で選出します。 ただし、特例により、選挙により選出された現委員については、1年以内在任することもできます。
助役、収入役等の特別職	関係市町村の特別職は全て失職し、新たに選任します。
条例・規則	関係市町村の条例・規則は全て失効し、新たに制定します。

小委員会における協議・調整も始まりました

新市建設計画策定小委員会

(第1回)
第1回小委員会は6月14日、掛川市役所で開かれ、委員長・副委員長の選出、小委員会運営要領、計画策定方針、事業計画、新市建設計画での検討内容、次回行うタウンウォッチングについて協議がされました。

委員長には小櫻義明静岡大学教授が、副委員長には川口功大東町助役が選出されました。小委員会は原則として公開で行われます。住民意向調査や小委員会での検討をもとに8月中旬に新市の輪郭を表現

す新都市ビジョンを作成し、10月頃に概要版として全戸に配布することが計画されています。小委員会で新市建設計画の案をまとめ上げるのは12月を予定しており、その後協議会で内容が確認され、3月頃に他の合併協議項目と併せて住民説明会が行われる予定です。なお、新市建設計画の策定に関し、この日は1市2町の持つ資源や特徴、抱える課題について検討が行われました。

(第2回)
第2回小委員会が6月23日に開かれ、1市2町管内のタウンウォッチングが行われ

これは、第1回で上げられた資源や課題等について実際に見て確認する必要があることから行われたもので、1日かけて1市2町の27か所を回りました。

新市名称候補選定小委員会

第1回小委員会が6月27日に掛川市役所で開かれました。

この小委員会は、合併協議会における新市の名称に関する協議に先立ち、数点の名称候補を選定する委員会です。また、名称の選定基準や名称候補の選定方法についても検討します。

第3回任意合併協議会で承認された後、8月中旬から約1か月間、任意合併協議会だよりやホームページなどを通じて募集を行うこととなります。



小委員会委員の紹介

新市建設計画策定小委員会

職名	氏名	市町名	役職
委員長	小櫻義明	-	静岡大学教授
副委員長	川口 功	大東町	大東町助役
委員	小松正明	掛川市	掛川市助役
	水野幸雄	大須賀町	大須賀町助役
	山本義雄	掛川市	掛川市議会議員
	鳥井昌彦	大東町	大東町議会議員
	内藤澄夫	大須賀町	大須賀町議会議員
	原田新二郎	掛川市	掛川商工会議所会頭
	田中铁男	掛川市	掛川市農業協同組合長
	滝沢恵子	掛川市	掛川市社会教育委員
	戸塚誠夫	大東町	大東町商工会長
	松本恵次	大東町	大東町教育委員
	水野淳子	大東町	大東町女性政策推進委員長
	増田正子	大須賀町	大須賀町自治連合会長
	蒲原忠雄	大須賀町	大須賀町商工会長
中井明男	大須賀町	大須賀社会福祉事業会理事	

新市名称候補選定小委員会

職名	氏名	市町名	役職
委員長	小松正明	掛川市	掛川市助役
副委員長	松本恵次	大東町	大東町教育委員
委員	川口 功	大東町	大東町助役
	水野幸雄	大須賀町	大須賀町助役
	戸塚正義	掛川市	掛川市議会議員
	牧野勝彦	大東町	大東町議会副議長
	上野良治	大須賀町	大須賀町議会議員
	滝沢恵子	掛川市	掛川市社会教育委員
	蒲原忠雄	大須賀町	大須賀町商工会長

第1回の小委員会では、委員長・副委員長の選出に続き、小委員会運営要領や新市名称候補の選定方法、新市名称候補選定基準について協議されました。

その結果、委員長には掛川市の小松正明助役が、副委員長には大東町の松本恵次委員が選出されました。

また、名称候補の選定にあたり、全国から公募する方向で決まり、

小委員会とは?

任意合併協議会から任せられた事項について、協議・調整を行います。
小委員会の結果は、任意合併協議会にはかられ、協議を経て、任意合併協議会における決定事項とされます。
現在のところ、「新市建設計画策定小委員会」と「新市名称候補選定小委員会」の2つが設置されています。

8月 2003 第3号

掛川市・大東町・大須賀町

任意合併協議会だより



合併について、皆さんとともに考えるための合併シンポジウムを、1市2町の3会場で開催しています。
 任意合併協議会委員でもある小櫻義明静大教授の基調講演に続き、3市町長のパネルディスカッションが行われ、合併の必要性やまちづくりのビジョンなどについて、各会場で活発な意見交換が行われています。

表紙	P-2	P-4	P-8
合併シンポジウム	第3回 任意合併協議会 開催	住民意向調査 集計結果報告	お知らせ 1市2町そこが知りたい

編集・発行 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局 〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 掛川市役所内
 TEL:0537-21-1211 FAX:0537-21-1212 URL http://www.kdo-gappei.jp E-mail info@kdo-gappei.jp

お知らせ 「新市名称募集します！」(期間:8/15~9/16)

詳細は添付の募集チラシをご覧ください。

小委員会開催のお知らせ

■第6回新市建設計画策定小委員会
 と き: 8月25日(月)午後1時30分から
 ところ: 大東町役場4階議会全員協議会室

■第7回新市建設計画策定小委員会
 と き: 9月22日(月)午後1時30分から
 ところ: 大須賀町役場南館第1研修室

※小委員会は傍聴することができます。
 直接会場へお越しください。
 ※9月には任意合併協議会は開催されません。
 次回は10月21日に開催する予定です。

これまでの任意合併協議会の協議内容

回	開催日	主な内容(印は確認済事項)
第1回	平成15年5月19日	・協議会規約、事業計画、予算等の承認。 ・合併協議項目、会議運営規程等の議決。
第2回	平成15年6月16日	合併の方式は、新設(対等)合併とする。
第3回	平成15年7月15日	新市役所本庁は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする。

1市2町の「そこが知りたい」～合併の変遷～

今回は、この地域の合併の変遷についてご紹介します。
 明治22年の市制町村制施行時の明治の大合併で市町村が誕生し、60年後の昭和28年から36年にかけて昭和の大合併が行われました。
 それから50年。現在、平成の大合併の真っただ中にあります。

明治22年(1889)
明治の大合併

人口 不詳

昭和28~36年(1953~61)
昭和の大合併

人口 88,989人
(昭和35年国勢調査)

現在

人口 114,328人
(平成12年国勢調査)

昔106、今3つ～時代とともに広がる市町村～

年	明治19年	明治22年 (明治の大合併) (市制町村制施行)	昭和28~36年 (昭和の大合併)	現在
掛川市 (昭和29年3月31日市制施行)	2宿3町74か村	1町17か村	1市	1市
大東町 (昭和48年4月1日町制施行)	22か村	8か村	1町1か村	1町
大須賀町 (昭和31年6月1日町制施行)	1町4か村	3か村	1町	1町
合 計	2宿4町100か村	1町28か村	1市2町1か村	1市2町

市制町村制施行(明治22年)前後では、市町村の位置付けが異なります。

ご意見をお寄せください

住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
任意合併協議会	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 任意合併協議会事務局	TEL 21-1211 FAX 21-1212

第3回任意合併協議会 新市役所本庁は現掛川市役所 大東町役場・大須賀町役場は支所に

7月15日、第3回掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会を開催しました。会議では「新市名称候補選定小委員会報告」など3件の報告、「新市の事務所（市役所）の位置」など2件の協議、「財産の取扱い」など3件の提案が行われました。

その結果「新市の事務所の位置」については、現掛川市役所を本庁とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とすることが決定されました。



【報告事項】

3件の報告がされました。

新市名称候補選定小委員会報告について

6月27日に掛川市役所で行われた第1回新市名称候補選定小委員会の協議結果に基づき、正副委員長の選任、小委員会運営要領、新市名称候補の選定方法、選定基準についての検討内容等が報告されました。

任意合併協議会財務規程の一部改正について
任意合併協議会補正予算（第1号）について
任意合併協議会の運営に要する経費の一部を補助する県補助金の交付

【協議事項】

協議
2件の協議が行われました。

合併の期日について

住民生活への影響、選挙の時期、電算業務等の事務処理への影響、合併特例法の期限について考慮しながら、継続して協議されることになりました。

新市の事務所の位置について

事務の効率化と新市の一体感を考慮した中で、本庁方式が選択され、厳しい財政状況の中で新たに庁舎を建設すべきではないとの判断から、新市の市役所を現掛川市役所とし、大東町役場・大須賀町役場を支所とすることが確認されました。

議案
1件の議案が承認されました。

新市の名称の公募及び選定基準について

新市にふさわしい優れた名称の候補案をできる限り幅広く収集できるよう、全国から公募することが承認されました。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
合併の方式は、「新設合併」に決定しましたので、現在の1市2町の法人格が消滅すると同時に、原則的には議会の議員はその身分を失い、新たに選挙を行うこととなります。

なお、合併特例法では、激変緩和的措置として、新市の議会議員の定数や在任に係る特例も認められています。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
農業委員会は、原則として市町村に一つ置かれますので、合併に伴い1市2町の農業委員会を統合する必要があります。

委員は、原則的にはその身分を失いますが、在任と定数について特例を適用することもできます。

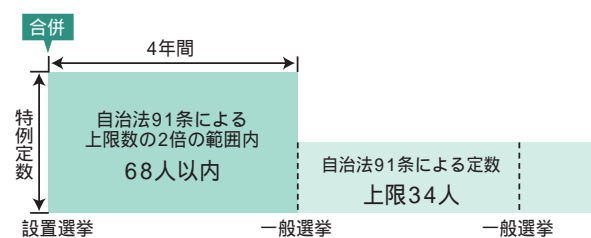
議事終了後、6月に行った住民意向調査結果速報について、概要の説明がされました。

議会の議員に関する特例とは？

新設(対等)合併の場合、原則的には議会議員は身分を失い新たに選挙を行うこととなりますが、旧市町村の議員の総数と比較して、合併後の新市の議員定数が著しく少なくなることから、激変緩和的措置として、定数や在任期間について特例を適用することもできます。

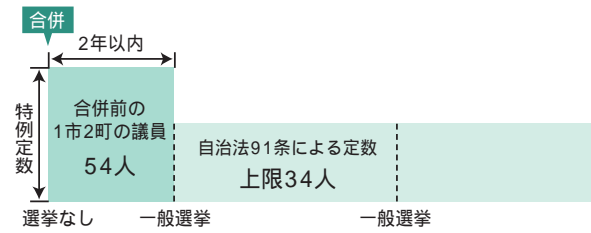
定数特例

合併後最初に行われる選挙の際に法定定数上限の2倍まで定数を増加することができます。
〔例〕議員の法定定数の上限34人(10万人以上20万人未満)
定数 34人×2倍=68人以内



在任特例

旧市町村の議員は、選挙は行わず合併後2年以内は新市町村の議員として在任することができます。
〔例〕現在の1市2町の議員数 54人
(掛川市24人、大東町16人、大須賀町14人)



1市2町の庁舎をご紹介します



掛川市役所

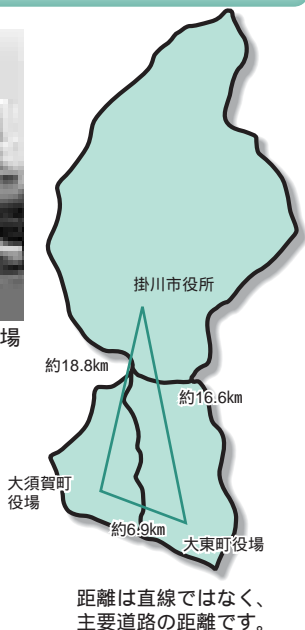


大東町役場



大須賀町役場

区分	掛川市	大東町	大須賀町
所在地	掛川市長谷701-1	大東町三俣620	大須賀町西大淵100
敷地面積	38,000	23,901	8,736
延べ床面積	16,136	6,816	2,888
駐車場	426台	238台	173台
本館建設年月	平成8年3月	昭和63年9月	昭和42年12月



本庁方式とは？

現在ある1市2町の庁舎の組織機構を1か所に集中させる方式です。そして、他の庁舎は窓口的な機能を持たせた支所となります。

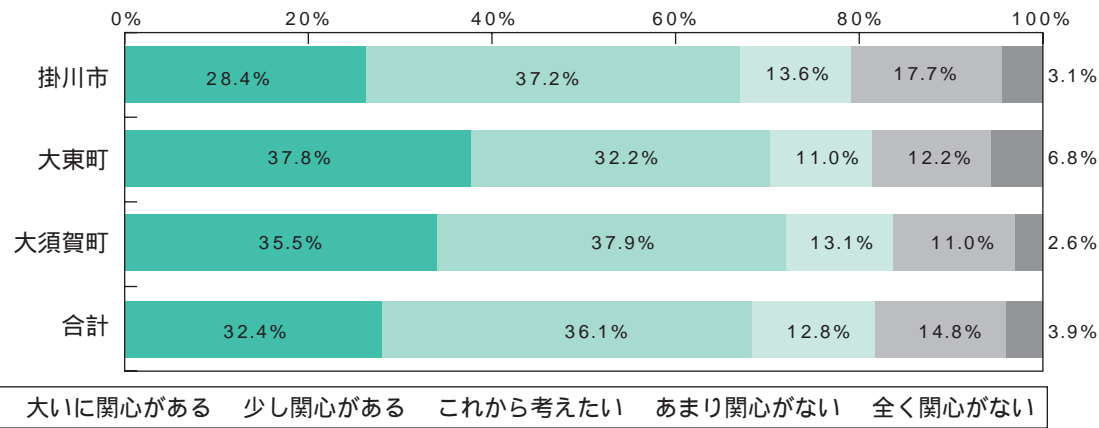
庁舎機能の集約により、事務事業の効率化が図られます。

支所の具体的な機能については、今後協議されていくことになります。

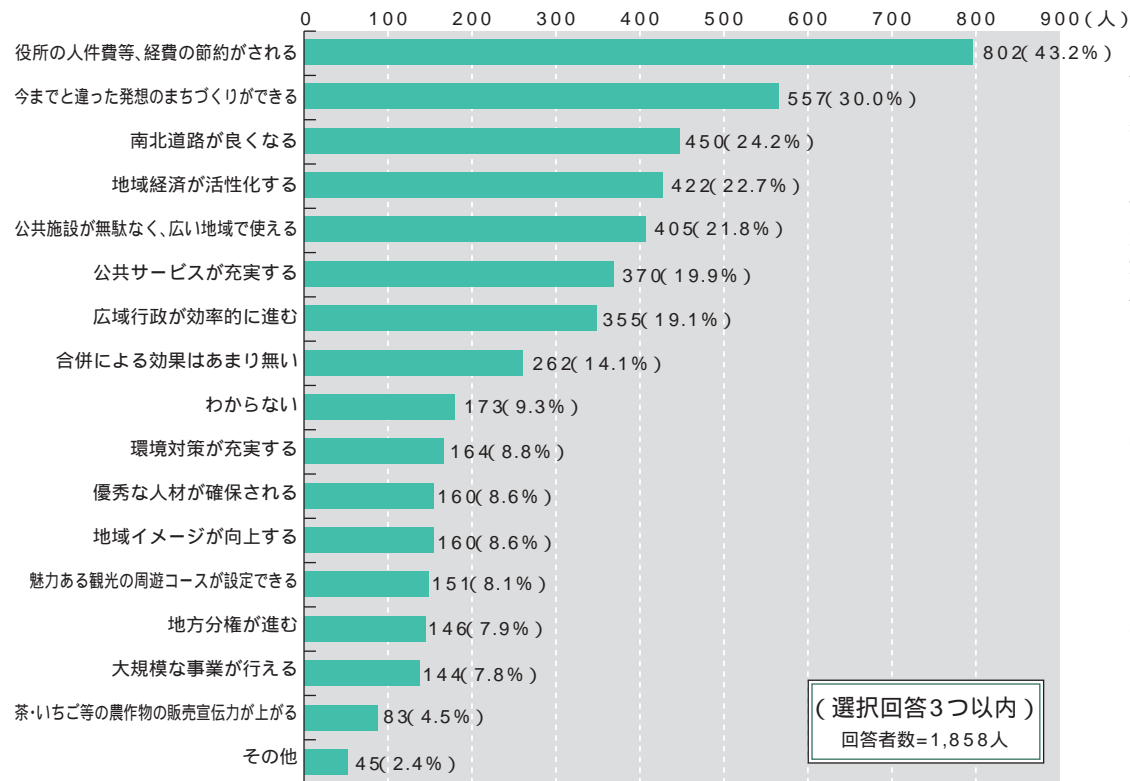
財産の取扱いについて
合併する場合には、それぞれが保有する財産をどのように取り扱うか決めなければなりません。
地方自治法では、財産とは、公有財産・物品・債権・基金を指します。

提案
3件について提案され、協議する上での留意事項について説明がされました。なお、これらの提案事項は次回(第4回)の協議会で協議されます。

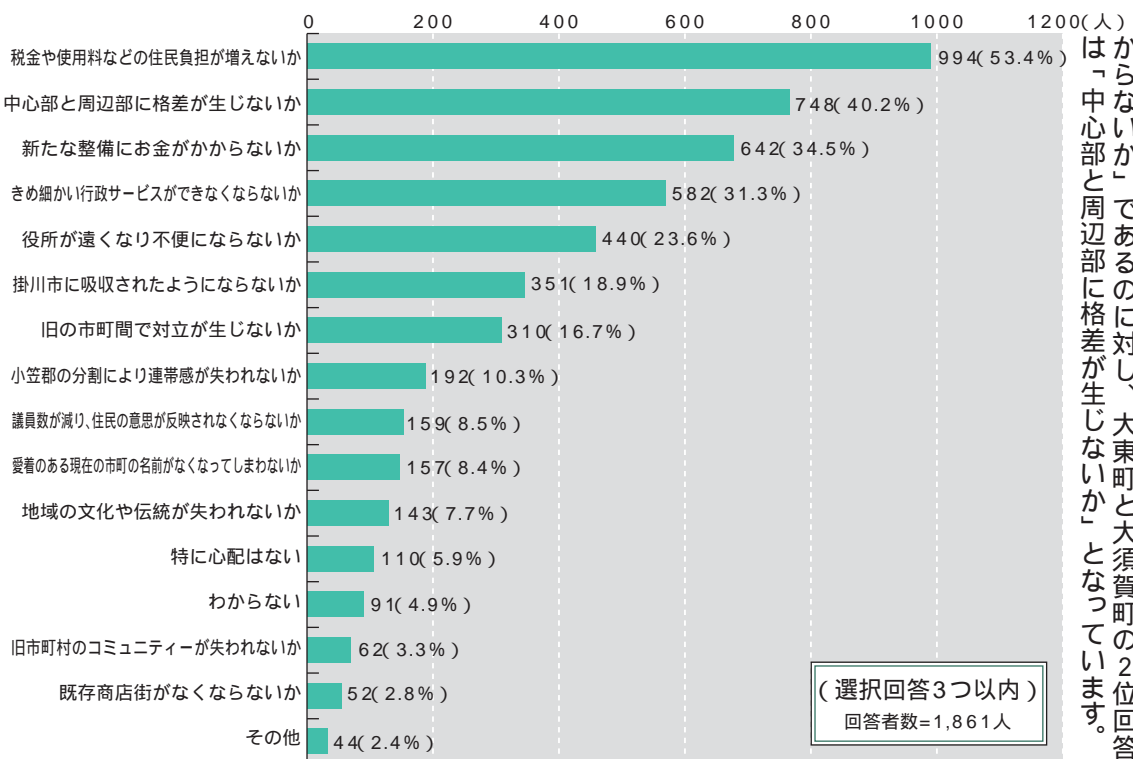
8月15日から9月16日まで、応募はがき・官製はがき・封書・ファックス・インターネット・Eメールを通じて募集を行います。



問6 合併への関心
 「少し関心がある」「大いに興味がある」の両方で約7割を占めることから、住民の多くが合併に関心があることが伺えます。



問7 合併に期待する効果
 「役所の人件費等、経費が削減される」が、全体、1市2町共に最も多く、行政の効率化に対する期待が伺えます。地域別では、掛川市の2位回答は「今までと違った発想のまちづくりができる」であるのに対し、大東町と大須賀町の2位回答は「南北道路が良くなる」となっています。

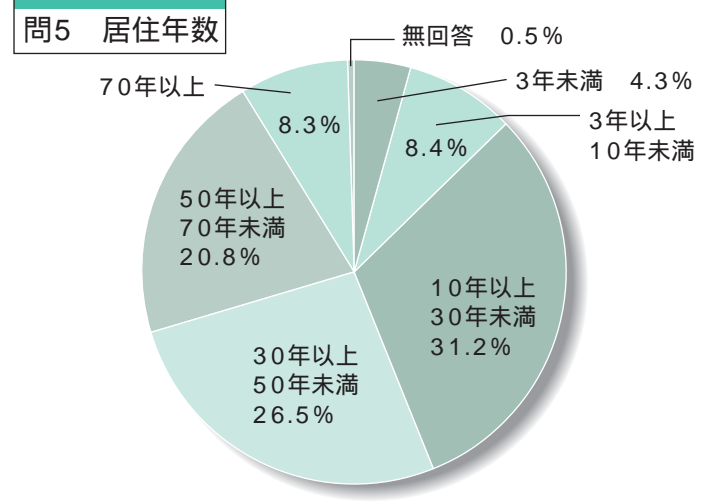
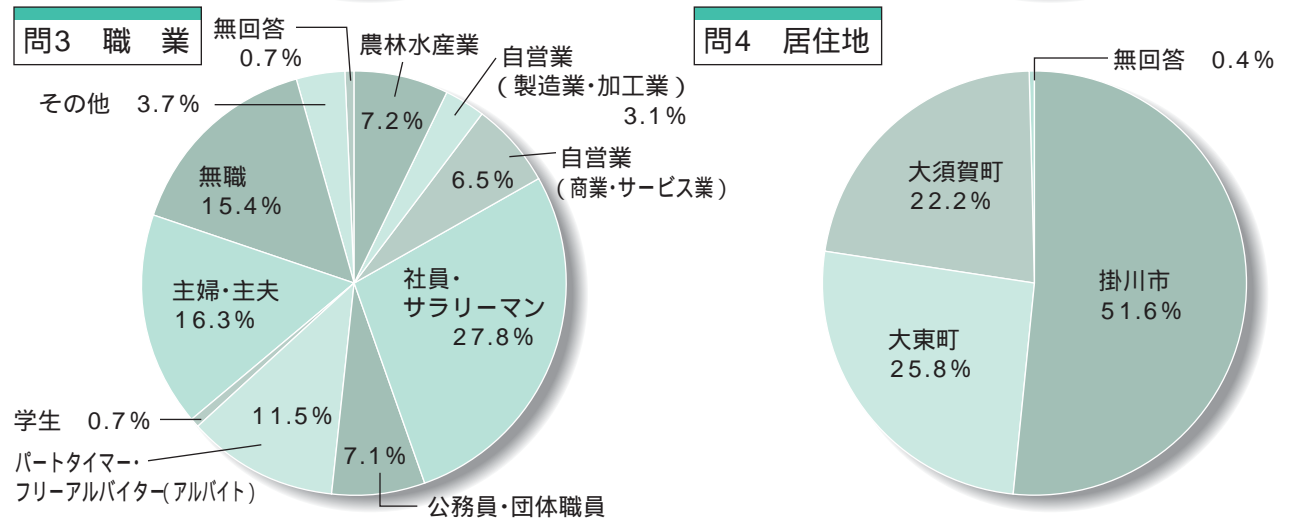
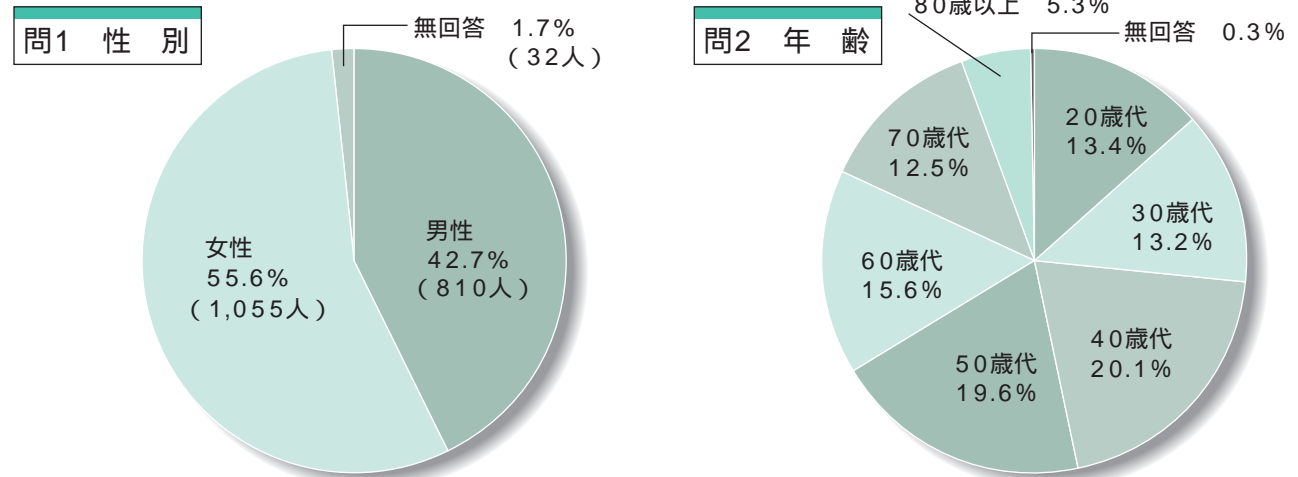


問8 合併で心配すること
 「税金や使用料などの住民負担が増えないか」が、全体、1市2町共に最も多く、続いて「中心部と周辺部に格差が生じないか」「新たな整備にお金がかからないか」が上位となっています。地域別では、掛川市の2位回答は「新たな整備にお金がかからないか」であるのに対し、大東町と大須賀町の2位回答は「中心部と周辺部に格差が生じないか」となっています。

住民意向調査集計結果

最も期待する効果は「役所の人件費等、経費の節約がされる」

6月に実施しました「住民意向調査」の集計結果がまとまりました。この調査は、1市2町が合併するとした場合、どのようなまちになっていけばよいのかを住民の皆さんに伺い、新市建設計画等を策定する際の基礎資料とするためのものです。1市2町にお住まいの20歳以上の方から無作為に抽出した4,500人に調査をお願いしたところ、回収数は1,897票、回収率は42.16%でした。ご協力ありがとうございました。集計結果の概要をご紹介します。(グラフは基本的に1市2町の合計を表しています。)

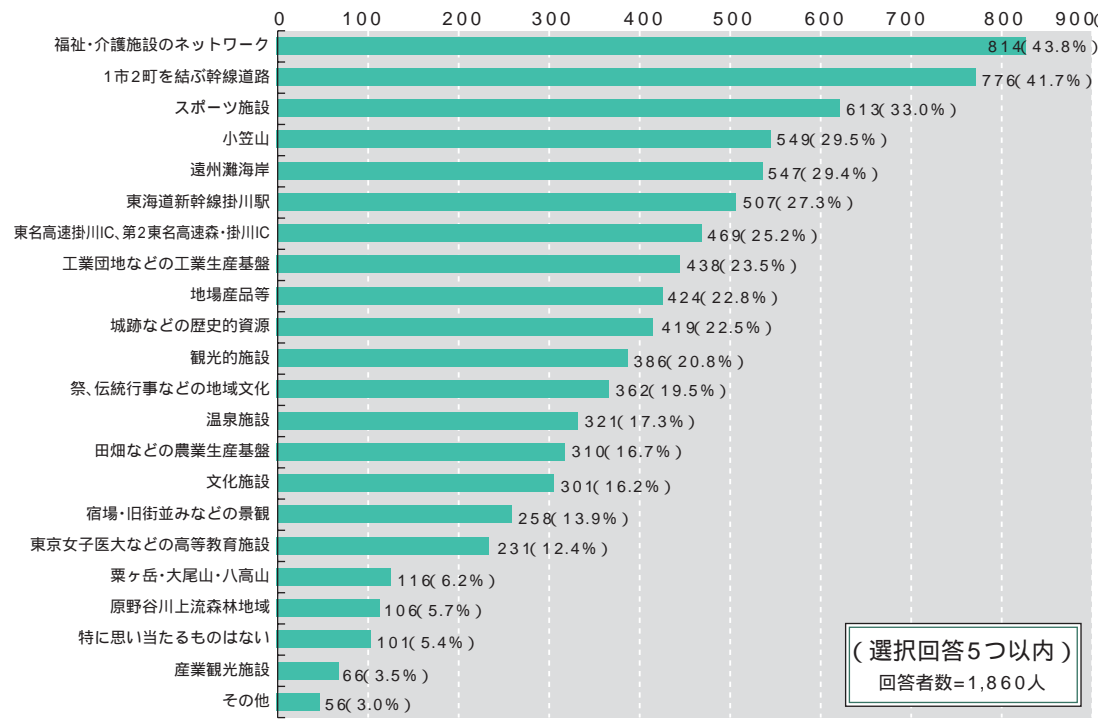


アンケート調査の概要

1 実施方法
 ・調査方法 郵送配布、郵送回収
 ・調査対象 20歳以上の住民から無作為抽出
 ・対象者数 4,500票
 掛川市 2,300票
 大東町 1,200票
 大須賀町 1,000票
 ・記入方法 主として選択方式

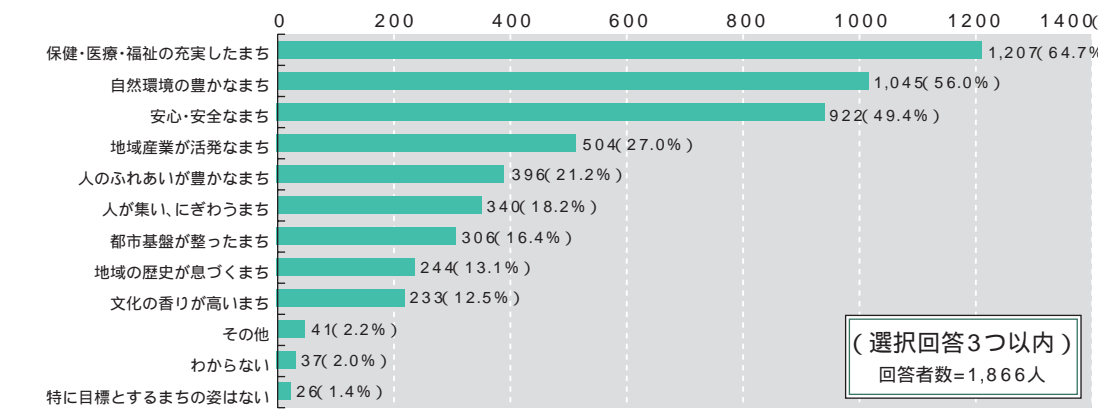
2 調査期間
 ・調査票の配布 平成15年6月上旬
 ・調査票の回収 平成15年6月中旬

3 回収数 1,897票(回収率42.16%)
 掛川市 979票(回収率42.57%)
 大東町 490票(回収率40.83%)
 大須賀町 421票(回収率42.10%)
 地域不詳 7票



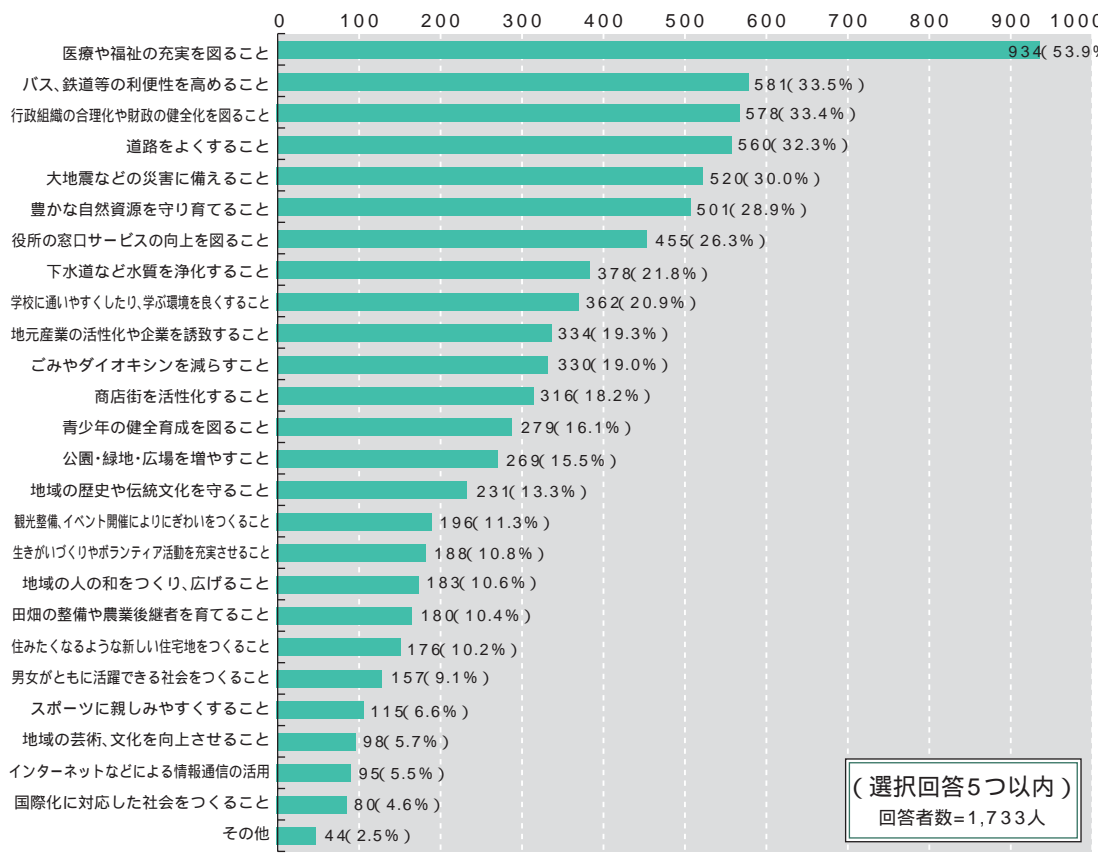
問10 新市のまちづくりに積極的に活用すべき資源

「保健・医療・福祉の充実したまち」が最も多く、次いで「自然環境の豊かなまち」「安心・安全なまち」が上位となっています。



問11 新市の望ましい姿

「保健・医療・福祉の充実したまち」が最も多く、次いで「自然環境の豊かなまち」「安心・安全なまち」が上位となっています。



問12 優先的に取り組むべき施策

「医療や福祉の充実を図ること」が最も多く、次いで「バス、鉄道等の利便性を高めること」「行政組織の合理化や財政の健全化を図ること」「道路を良くすること」が上位となっています。

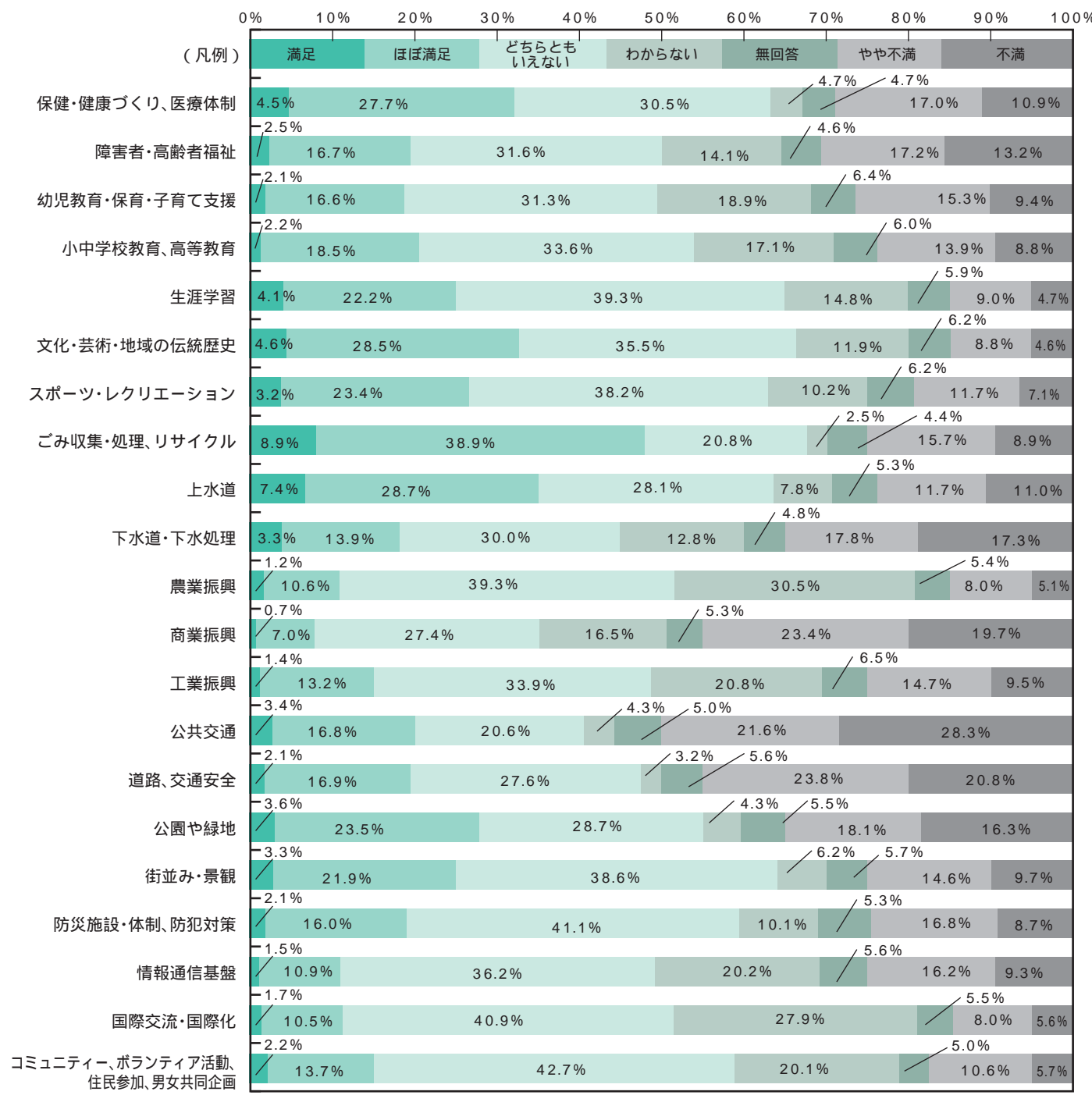
問9 現状の行政サービスやまちづくりへの満足度

現在の行政サービスやまちづくりについての満足度を21の分野で伺いました。「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答と、「やや不満」「不満」の否定的回答を比較すると次のようになります。

肯定的な回答が多い分野...「保健・健康づくり、医療体制」「生涯学習」「文化・芸術・地域の伝統歴史」「スポーツ・レクリエーション」「ごみ収集・処理、リサイクル」「上水道」

否定的な回答が多い分野...「障害者・高齢者への福祉」「幼児教育・保育・子育て支援」「下水道・下水処理」「商業振興」「工業振興」「公共交通」「道路、交通安全」「公園・緑地」「防災施設・体制・防犯対策」「情報通信基盤」

肯定・否定ほぼ同じ分野...「小中学校教育、高等教育」「農業振興」「街並み・景観」「国際交流・国際化」「コミュニティー、ボランティア活動、住民参加、男女共同参画」



(凡例) 満足 ほぼ満足 どちらともいえない わからない 無回答 やや不満 不満



掛川市・大東町・大須賀町

9月 2003

第4号

任意合併協議会だより

2003 おおすか夏まつり (8月2日:大須賀町)



1市2町の夏

大東遠州灘「砂の祭典」 (8月3日:大東町)



森の都「ならここ」での川遊び (掛川市)



今年の夏は冷夏で、ちょっと寂しい夏でした。全国的に、農作物や景気への影響も心配されています。でも、時折見せる夏らしい日差しの日には、この1市2町では、海や山やまちで、さまざまな夏が繰り広げられました。

表紙	P-2	P-3	P-4
1市2町の夏	第4回 任意合併協議会 開催	合併シンポジウム 開催	お知らせ

【主な質疑応答】

南北道をぜひお願いしたい
合併したら特例債を使って、できるだけ掛川駅から大須賀・大東間を15分程で結ぶ路線を確保していきたいと考えます。

道路だけでなく公共交通の改善も
同じ市内になれば、今年から掛川で走っている循環バスのようなものも当然考えられます。しかし、民間が止めた路線ややろうとしない路線を行政だけでやることは非常に大変です。行政負担にも限界がありますので、市民の力、民間の力、行政の力を一体化した新しいシステムの構築も考えなければいけないと思っています。

この地域に足りないものは
新幹線駅がありながら学術的研究機関など高次都市機能が足りないと思います。小笠山を利活用し、高次都市機能の充実を図ることができると考えます。新幹線駅設置以降、この地域の融和策が十分だとは思いませんが

市立病院の駐車場を大きくして多く
の人が来やすくなりたりなど様々な面でやってきましたが、南北道路など実感として十分ではなかったということだと思っています。

合併して一つの市
になってそういう施策が達成しやすくなると思います。すべての面で生活を悪くしないで

一番努力しなければいけない問題だ
と思います。負担は安くサービスは高くを原則に考えますが、一つになるために1832にも及ぶ項目について調整しなくてはなりません。すべて原則どおりとは限りませんが、これからの協議の中で十分検討されていくことになりそうです。

合併のメリット・デメリットをもっと
知らせて欲しい
生活上の問題など一つひとつ丁寧に答えたいかなければいけないと思います。これから協議会の議論が進んでそういう点がはつきりしてくると考えます。

なぜ1市4町などもっと大きくまとま
らないのか
いろいろ要因があるかと思えますが、生活論ではなく梓組論が先行してしまつたこと、いずれは一緒になるがとりあえず小さく合併してその後大きく合併するという二段階論、17年3月までに合併すれば人口が少なくても市になれるということ等々が考えられます。

それぞれのまちの歴史の中で育まれ
てきた民主主義のもとで出した結論であり、よそのまちに強要はできないものです。努力してきたつもりですが、結婚と同じように相手のある話ですのでご理解いただきたいと考えます。

この他にもたくさんのご意見をあ
りがとうございました。今回のシンポジウムでいただきました貴重なご意見は、今後の合併協議に十分に生かしていきたいと考えます。

お知らせ

任意合併協議会開催のお知らせ

■第5回協議会
と き:10月21日(火)午後2時から
ところ:掛川グランドホテル3階 王冠の間

小委員会開催のお知らせ

■第2回新市名称候補選定小委員会
と き:10月7日(火)午後1時から
ところ:大東町役場4階 議会全員協議会室

■第8回新市建設計画策定小委員会
と き:10月20日(月)午後1時30分から
ところ:掛川市役所4階 会議室1

協議会・小委員会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。

これまでの任意合併協議会の協議内容

回	開催日	主な内容(印は確認済事項)
第1回	平成15年 5月19日	・協議会規約、事業計画、予算等の承認。 ・合併協議項目、会議運営規程等の議決。
第2回	6月16日	合併の方式は、新設(対等)合併とする。
第3回	7月15日	新市役所は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする。
第4回	8月19日	1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

協議内容の詳細については、インターネットのホームページにも掲載されています。
アドレス <http://www.kdo-gappei.jp>

ご意見をお寄せください 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
任意合併協議会	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会事務局	TEL 21-1211 FAX 21-1212

1市2町で税率、課税範囲が異なる税目は？

税目	掛川市	大東町	大須賀町
個人市町村民税均等割額	2,500円/年	2,000円/年	2,000円/年
入湯税	1人1日100円	1人1日150円	なし
都市計画税	0.3%	なし	なし
(都市計画区域)	(原田・原泉を除く全域)	(全域)	(全域)
国民健康保険税	別途「国民健康保険事業の取扱い」で協議		

個人市町村民税均等割額は、市町村の人口規模で地方税法により標準税額が定められています。人口5万人以上50万人未満の場合は年額2,500円、5万人未満の場合は年額2,000円です。

同時にすべてその効力を失うことになりません。新市における事務事業が円滑に行えるよう新たに整備する必要があります。

第4回任意合併協議会 1市2町の所有する財産は すべて新市に引き継ぎます

8月19日に開催した第4回任意合併協議会では、「新市建設計画策定小委員会報告」など2件の報告、「財産の取扱い」など4件の協議、「地方税の取扱い」など4件の提案が行われました。

その結果、「財産の取扱い」については、1市2町の所有する財産はすべて新市に引き継ぐことになりました。

また、「合併の期日」「議会の議員の定数及び任期の取扱い」「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については継続協議とすることになりました。

【報告事項】

2件の報告がされました。

新市建設計画策定小委員会報告について

第2回から第5回までの4回の経過報告と、その間に検討された新都市ビジョンの原案について報告し、意見交換を行いました。今後小委員会ですらに検討を重ね、10月の協議会で確認される予定です。

住民意向調査結果について

6月に実施した住民意向調査について最終的な結果報告を行いました。速報結果は第3回協議会において報告されましたが、今回は、男女別集計、年齢別集計、市町別集計な

ど多方面から分析した結果が報告されました。今後はこの結果を十分に踏まえて、新市建設計画の策定や合併協議が進められることとなります。

【協議事項】

協議
4件の協議が行われました。

財産の取扱いについて

1市2町が所有する土地・建物などの公有財産、物品、債権、基金を合わせた財産について、すべて新市に引き継ぐことになりました。

議員の在任特例を適用するかどうかについて、さらに慎重に協議する必要があります。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員については、一年以内の在任特例を適用することが確認されました。特例期間については、合併の期日が確認された後に協議することになりました。

前回、継続協議となっていました。住民生活への影響、選挙の時期、合併特例法の期限などについて考慮しながら、引き続き継続して協議する

ことになりました。

提案
4件について提案され、協議する上での留意事項について説明がされました。なお、これらの提案事項は次回(10月21日)の協議会で協議されます。

地方税の取扱いについて

地方税は、同一市町村においては均一課税が原則です。税率等が異なる場合は統一する必要があります。

1市2町が課税している地方税は、市町村民税など8税目ありますが、そのうち違いがあるものは4税目あります。(3ページ参照)

特別職の議員の身分の取扱いについて

現在の市・町長、助役、収入役、行政委員会の委員などの特別職の職員は、合併に伴い身分を失うことになり、新たに選挙や選任をする必要があります。

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員は合併特例法により新市の職員として引き継がなければならぬとされています。その際、職名、任用要件、給与などについて調整する必要があります。

現在の条例や規則などは、合併と

1市2町を会場に 合併シンポジウム開催

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会ではこの夏、合併シンポジウム「1市2町の融和と発展に向けて」を開催しました。これは、基調講演や各市町長から生の意見を基に、合併の意義・必要性、これからのまちづくりを共に考えていこうと行ったもので、7月26日の掛川市を皮切りに、8月2日大須賀町、8月17日大東町と、1市2町で開催し、およそ1400人の皆さんに参加いただきました。

【基調講演】

当合併協議会委員でもある小櫻義明静岡大学教授「地域政策論」から「市町村合併とまちづくり」と題し、基調講演がありました。

「明治・昭和の大合併は国が先頭に立って強くなる中央集権のための合併。平成の大合併は地域の自立と自助努力により生き残りが求められる地方分権のための合併。地方は地域間競争、国際的な利益の追求に力を尽くすべき時代に、この

地域は、農業・工業共に充実しているが、国内産業の空洞化が進む中、企業にとって、ここに立地し続ける要因として高次都市機能充実の必要

がある、「豊かな自然環境は21世紀の大切な都市機能」など、合併協議の国家的背景や21世紀のまちづくりのあり方などについて話されました。

【パネルディスカッション】

小櫻教授をコーディネーターに1市2町の市町長が、合併の必要性、この地域の将来像などについてそれぞれの意見を交換しました。

合併の必要性

伊藤大須賀町長 生活圏の広がり、住民ニーズの高度化、地方分権、住民サービスの維持、行政の効率化などに対応するため。
大倉大東町長 伊藤町長に同感である。少子高齢化への対応もある。
榛村掛川市長 地域自立・地方分権、行政改革、少子高齢化のため。また、政府のアメとムチによる合併。50、60

年で繰り返されている時代の流れでもある。

まちづくりの将来像

伊藤町長 産業の充実。医療福祉の向上。小笠山の利活用。スロウライフも考えたい。地産地消街道づくり。海岸砂地での子ども体験学習。南北軸の形成。大倉町長 美しいまちづくり。医療機関と大学が連携し保健医療の充実。人をひきつけるまちづくり。現在大東・掛川間は車で25分かかるが、もう10分は縮めたい。

榛村市長 有力企業の新技術の活用。工業都市で農業もある都市。地元企業の応援。南北道路の充実。自然豊かな高次都市。予防医学の確立・健康長寿のまち。

最後に

伊藤町長 端が捨てられるといった感情ではなく、将来に目を向けたブラウ思考で考えたい。
大倉町長 少子高齢化が課題であり、福祉施設の充実が必要。スロウライフシティ、資源・魅力を再発見しながらまちづくりを。
榛村市長 新たな住民参加システムの構築、新都市ビジョンの明確化、新市全体を考える議員の発想転換が必要。静岡・浜松間の200万人の中心都市という考え方や報徳の精神も大切にしていきたい。



掛川市・大東町・大須賀町

10月
2003

第5号

合併協議会だより

任意協議会から法定協議会へ!!



(10月1日)

これまで任意協議会として合併協議を進めてきましたが、掛川市、大東町、大須賀町の9月定例議会において、「掛川市・大東町・大須賀町合併協議会」の設置議案が可決されたことから、地方自治法に基づく合併協議会が10月1日に設置されました。

10月1日の開所式では、1市2町の市町長・議長により堅い握手が交わされ、新しいまちづくりに向けた決意が示されました。

表紙

任意協議会から
法定協議会へ

P-2

これまでの経緯と今後の流れ

P-4

お知らせ
1市2町の「そこが知りたい」
～特産品～

お知らせ

合併協議会開催のお知らせ

■第6回協議会
と き:11月18日(火)午後2時から
と ころ:掛川グランドホテル3階 王冠の間

小委員会開催のお知らせ

■新市名称候補選定小委員会
第3回 と き:10月23日(木)午後2時から
と ころ:掛川市役所5階 議会全員協議会室
第4回 と き:11月4日(火)午後1時から
と ころ:大須賀町役場南館2階 第1研修室
■新市建設計画策定小委員会
第9回 と き:11月10日(月)午後1時30分から
と ころ:大東町役場4階 議会全員協議会室
※協議会・小委員会は傍聴することができます。
直接会場へお越しください。

新市名称募集に1,372件の応募

新市にふさわしい優れた名称の候補案を、8月15日から9月16日にかけて募集したところ、1,372件の応募がありました。ありがとうございました。

方法別では、応募はがき1,062件(78%)、インターネット・Eメール147件(11%)、官製はがき143件(10%)、FAX20件(1%)でした。また、地域別では、1市2町管内1,232件(90%)、県内(1市2町を除く)79件(6%)、県外61件(4%)という結果でした。

今後、新市名称候補選定小委員会において名称候補を5作品程度選定し、合併協議会に提案していく予定です。

1市2町の「そこが知りたい」～特産品～

豊かな自然と温暖な気候に恵まれた農産物、古くから受け継がれてきた銘菓や伝統工芸など、この地域には、自慢の逸品が数多くあります。

1市2町の特産品

お茶



煎茶の原料となる荒茶の生産量は1市2町で5,315t(平成12年)、県内20市で見た場合、第1位です。

いちご



高級いちごの章姫やアイベリーなどを中心に出荷量は2,244t(平成12年)、県内20市で見た場合、第2位となります。

メロン



高級温室メロンを中心に出荷量は2,368t(平成12年)、県内20市で見た場合、第2位となります。

それぞれの特産品

掛川市・葛布(かつぶ、くずぶ)



鎌倉時代から受け継がれてきた伝統工芸品。自然素材の温かさと手作りの味わいが生かされています。

バラ・竹細工 など

大東町・桃太郎トマト



甘く歯ごたえのある完熟トマト。フルーツ感覚のトマトとして人気上昇中です。

芋切干し・石川小芋・落花生 など

大須賀町・よこすかしろ



旧横須賀藩で製造されていた秘伝の砂糖。地元産サトウキビを原料に、町おこし事業で復活しました。

横須賀風・和菓子 など

この地域にはまだまだたくさんの特産品があります。ここにあげたものは、1市2町の観光ガイドブック、ホームページから抜粋しました。

ご意見をお寄せください 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
事務局	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 合併協議会	TEL 21-1211 FAX 21-1212

1市2町の合併協議

これまでの経緯と

今後の流れ

1市2町では、任意合併協議会設置の際に「法定協議会に準じた内容とし、移行の際は同一性をもって引き継ぐ」ことが確認されていますので、今回の移行に伴い、これまでの協議内容は全て法定協議会に引き継がれることとなります。

法定の合併協議会への移行は、市町村合併を進めていく上で公的に認められた組織になったことを意味し、合併特例法に基づく各種の支援措置を受ける対象になります。

合併協議会とは？

合併協議会とは、地方自治法により、各議会の議決を経て設置されるもので、市町村合併における中心的な協議機関となります。

合併協議会では、新しいまちの姿を示す新市建設計画の策定や、新市の名称や合併の期日など合併に関する必要な事項を協議し、協議会としての方針を確認事項としてまとめいきます。そして、その結果を住民説明会等を通じて住民の皆様に提示をし、意見を求めることとなります。



これまで、任意協議会でも新市建設計画に関する検討や合併の協定項目の協議を行ってまいりましたが、今後、さらに十分な協議を重ね、その結果については住民の皆さんに合併の是非の

判断材料としてお示しすることになります。また、法的に認められた組織になることにより初めて合併特例法に基づく各種の特例や財政支援を受けられる対象にもなります。

これからの進め方はどうなるの？

任意合併協議会を設置する際に、「法定協議会に準じた内容とし、移行の際は同一性をもって引き継ぐ」旨の協議書を締結していただきますので、今回の法定の合併協議会に移行されても、これまでの任意合併協議会の協議内容をそのまま引き継ぐ形になります。

具体的には、これまでの任意協議会において確認された「合併の方式」、「新市の事務所の位置」、「財産の取り扱い」の3協議項目。また、合併協議会委員等、組織、合併協議項目、小委員会の内容等がそのまま引き継がれることとなります。なお、スケジュールにおいても変更ありません。通算で5回目となる10月21日の合併協議会が、法定協議会としての最初の協議会となります。

そして、今後、法定協議会としての協議を進めた後に、住民説明会を経て最終的には1市2町の合併の判断は、各議会の議決により決定されていくこととなります。

協議内容の詳細については、インターネットのホームページにも掲載されています。
アドレス <http://www.kdo-gappei.jp>

これまでの流れ

(平成15年4月以降を中心に)

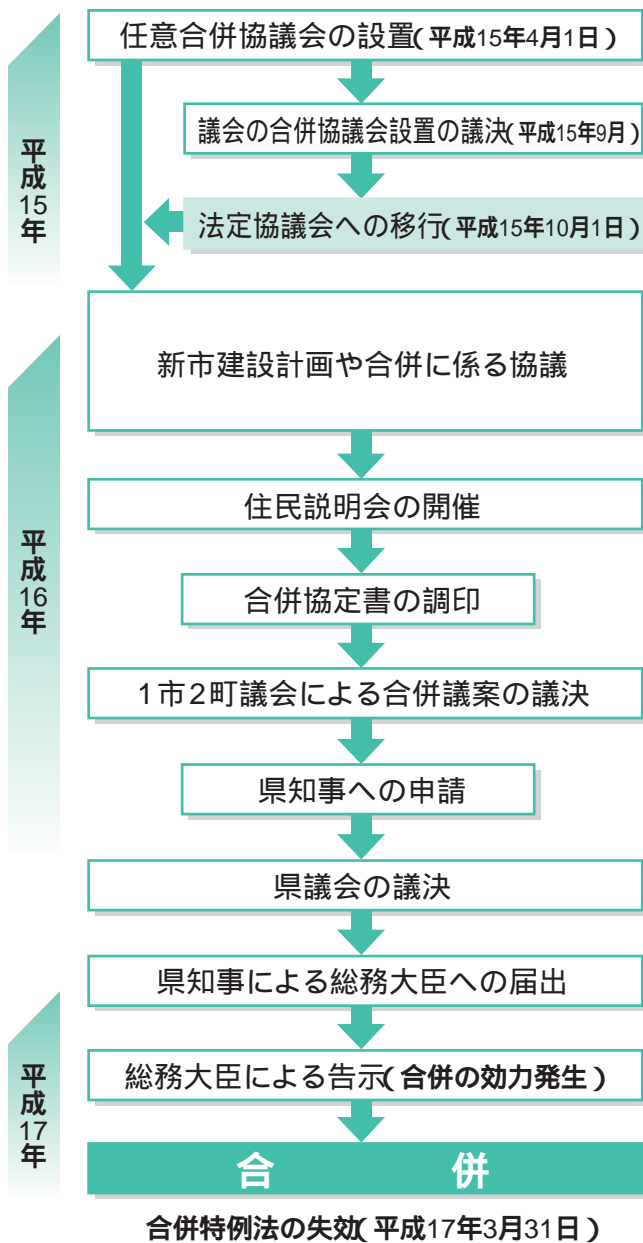
平成14年4月	「1市2町合併調査研究本部」発会。
平成15年4月(略)	掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会設置。
4月1日	第1回任意合併協議会委嘱状の交付。規約、規程等の報告等。
5月19日	ホームページの開設。
6月	住民意向調査の実施。協議会だよりの創刊。夢プロジェクトの募集。
6月14日	第1回新市建設計画策定小委員会。資源・特徴等の検討。
6月16日	第2回任意合併協議会合併の方式は新設(対等)合併とする。
6月23日	第2回新市建設計画策定小委員会(タウンウォッチング)。
6月27日	第1回新市名称候補選定小委員会。選定方法・基準等の検討。
7月7日	第3回新市建設計画策定小委員会。資源・特徴、重要課題、まちづくりのあり方等の検討。
7月15日	第3回任意合併協議会新市役所は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする。
7月28日	第4回新市建設計画策定小委員会。住民意向調査結果、新都市ビジョン骨子等の検討。
7~8月	合併シンポジウム開催。
8月11日	7/26掛川会場 538人参加。8/17大東会場 525人参加。
8月14日	8/22掛川会場 305人参加。
8月15日	8/19大東会場 305人参加。
8月19日	第4回任意合併協議会。1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。
8月25日	第6回新市建設計画策定小委員会。新都市ビジョンの検討。
9月	掛川市・大東町・大須賀町合併協議会設置議案の議決。9/11大須賀町議会。9/16掛川市議会。9/25大東町議会。
9月22日	第7回新市建設計画策定小委員会。新都市ビジョン、重点プロジェクト等について検討。
10月1日	「掛川市・大東町・大須賀町合併協議会」設置。

合併協議項目

これまで同様、この25項目を中心に合併協議会で協議が進められます。確認済は、協議中はで示しています。無印の項目は今後協議されます。

- 合併の方式
新設(対等)合併とする。
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
新市役所は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする。
- 財産の取扱い
1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- 使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町名・字名の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 電算システムの取扱い
- 地域審議会の取扱い
- その他各種事務事業の取扱い
 - 姉妹都市・国際交流事業
 - 男女共同参画事業
 - 広報聴取事業
 - 情報公開・個人情報保護制度
 - 地域振興事業
 - 交通関係事業
 - 窓口業務
 - 防災消防関係事業
 - 生活保護事業
 - 高齢者福祉事業
 - 児童福祉事業
 - 保育事業
 - 障害者福祉事業
 - 廃棄物関係事業
 - 環境・衛生関係事業
 - 保健・医療関係事業
 - 商工・観光関係事業
 - 農林関係事業
 - 建設関係事業
 - 上・下水道事業
 - 市(町)立学校(園)の通学区域
 - 学校教育関係事業
 - 社会教育関係事業
 - 文化振興関係事業
 - その他事業
- 新市建設計画

今後の想定スケジュール



今後の合併協議会日程(平成15年度分)

回	日程	会場
5	平成15年10月21日(火)14:00~	掛川グランドホテル 3階王冠の間
6	11月18日(火)14:00~	掛川グランドホテル 3階王冠の間
7	12月16日(火)14:00~	大東町文化会館シオーネ小ホール
8	平成16年1月20日(火)14:00~	掛川グランドホテル 3階王冠の間
9	2月17日(火)14:00~	掛川グランドホテル 3階王冠の間
10	3月16日(火)14:00~	掛川グランドホテル 3階王冠の間

合併協議会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。



掛川市・大東町・大須賀町

11月
2003

第6号

合併協議会だより



県知事へ届け出 法定協議会動き出す!!

(10月8日)

10月1日付けで法律に基づく掛川市・大東町・大須賀町合併協議会が設置され、10月8日、石川嘉延^{よしのぶ}静岡県知事に届け出を行いました。

また、10月21日には、法定による合併協議会設置後初となる合併協議会を開催。これまで4回開催された任意合併協議会での協議結果については同一性をもって引き継ぐことが確認され、本格的に船出をしました。

表紙

P-2

P-4

法定協議会動き出す

第5回合併協議会開催

新市名称募集結果概要
お知らせ

編集・発行 掛川市・大東町・大須賀町合併協議会事務局 〒436-8650 静岡県掛川市長谷701-1 掛川市役所内
TEL:0537-21-1211 FAX:0537-21-1212 URL http://www.kdo-gappei.jp E-mail info@kdo-gappei.jp

新市名称候補募集結果概要と新市の名称5候補

新市名称募集の結果がまとまり、新市名称候補選定小委員会において名称候補5作品が選定されました。今後は、11月18日の第6回合併協議会に名称候補5作品を提案し、12月16日に開催される第7回合併協議会において協議される予定です。

募集要項概要 募集期間 平成15年8月15日(金)～9月16日(火)
応募総数 1,372件(有効1,320件) 作品数 285作品

全体(ベスト10)

順位	名称	ふりがな	応募数	順位	名称	ふりがな	応募数
1	掛川	かがわ	558	6	大掛川	だいかげわ	36
2	かがわ	かがわ	55	7	小笠	おがさ	29
3	遠州	えんしゅう	54	8	大掛川	おおかけわ	25
4	三城	さんじょう	45	9	小笠山	おがさやま	24
5	新掛川	しんかけわ	41	10	遠州掛川	えんしゅうかけわ	18

居住地別(ベスト5)

順位	掛川市	応募数	大東町	応募数	大須賀町	応募数	その他の地域	応募数
1	掛川	367	掛川	74	掛川	66	掛川	51
2	かがわ	34	さんじょう三城	15	遠州	15	遠州	6
3	新掛川	27	遠州	9	かがわ	13	小笠山	5
4	だいかげわ大掛川	26	遠州掛川	5	さんじょう三城	12	かがわ	5
5	遠州	24	新掛川	5	小笠	9	おおかけわ大掛川 新掛川	4

新市名称候補選定小委員会で選定された名称5候補と選定理由 (50音順)

- 遠州市(えんしゅうし)** 豊かな自然に恵まれた歴史ある遠州地方にちなんだ名称であり、新市を地理的にもイメージできるため、新市の名称としてふさわしい。
- かがわ市(かがわし)** 知名度の高い掛川の名を残しながら、平仮名表記とすることで柔らかなイメージが加わり、新市の名称としてふさわしい。
- 掛川市(かがわし)** 掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、この地方における政治・文化的な中心として発展を遂げてきた。また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしい。
- 三城市(さんじょうし)** 掛川城、高天神城、横須賀城という1市2町にそれぞれ存在した由緒ある三つの城にちなんでおり、住民の心のよりどころとなり得る名称であることから、新市の名称としてふさわしい。
- 新掛川市(しんかけわし)** 知名度の高い掛川の名を残しながら、大東、大須賀との合併を機に新しい都市として更なる発展を遂げたいという願いが込められた名称であり、新市の名称としてふさわしい。

お知らせ

ぜひ、傍聴へお越しください

■第7回 合併協議会
と き:12月16日(火)午後2時から
と ころ:大東町文化会館シオーネ 小ホール

■第10回 新市建設計画策定小委員会
と き:11月25日(火)午後1時30分から
と ころ:大須賀町役場南館2階 第1研修室

合併協議会・小委員会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。

ご意見をお寄せください 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
事務局	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 合併協議会	TEL 21-1211 FAX 21-1212

法定の合併協議会設置後初 第5回合併協議会開催

10月21日に法定合併協議会設置後初の協議会が開かれました。なお、開催回数は任意合併協議会から引き継ぎ第5回となります。また、協議内容としては「事業計画」など6件の報告、「合併の期日」など3件の継続協議、「地方税の取扱い」など4件の協議、「事務組織及び機構の取扱い」など3件の提案が行われました。

その結果、任意合併協議会での確認事項や組織等はそのまま引き継ぐ事が承認されたほか、「地方税の取扱い」「特別職の職員の身分の取扱い」「一般職の職員の身分の取扱い」について確認されました。

また、継続協議となっている「合併の期日」「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、出席委員全員が意見を述べましたが結論が出ず、引き続き継続協議となりました。



第5回の協議結果は次のとおりです。

【報告事項】

6件の報告がされました。

合併協議会設置までの経緯

任意合併協議会における協議の経過

合併協議会事業計画

合併協議会予算

法定の合併協議会に移行了たことに伴い報告されました。任意合併協議会設置時の申し合わせに従い、これまでの協議の確認事項、事業計画、予算等を引き継ぐ事が承認されました。

分の取扱いについて協議され、次のように確認されました。

(1) 市長、助役、収入役など常勤の特別職の任期等については法令の定めにより、給料の額は現行の給料額等を基に調整します。

(2) 議会議員の報酬の額は現行の報酬額等を基に調整します。

(3) 教育委員会委員や選挙管理委員会委員など行政委員会の委員の定数及び任期については法令の定めにより、報酬の額は現行の報酬額等を基に調整します。

(4) 各種審議会委員や審査会委員など付属機関の委員その他の特別職については、必要性について検討の上調整します。定数、任期及び報酬の額は現行の制度を基に調整します。

一般職の職員の身分の取扱い

一般職の市町職員については、法律に基づき全て新市の職員として引き継ぎ、給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一することなどが確認されました。

現在の条例や規則などは、合併と同時にすべてその効力を失うこととなります。

新市の条例、規則等については、各協議項目の結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備することが確認されました。

提案
3件について提案され、協議する上での留意事項について説明がされました。なお、これらの提案事項は次の協議会で協議されます。

事務組織及び機構の取扱い

新市における組織・機構については、第3回合併協議会において、「新市役所は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする」ことが確認されています。本庁と支所の組織・機構について、新市の事務事業が円滑に行えるよう整備する必要があります。

一部事務組合等の取扱い

一部事務組合とは、1市町村では対応できなかったり、また広域で取り組んだ方が効率的である等の理由から市町村の事務の一部を共同で処理するために設立された組合です。ごみ処理、消防、火葬等様々な事務処理のために各地で設置されています。

合併の際、現市町の法人格が消滅することから各市町とも脱退の手続きが、また改めて新市として加入する場合は加入の手続きが必要となります。

これまでの合併協議会の協議内容

回	開催日	主な内容 (印は確認済事項)
第1回	平成15年5月19日	・協議会規約、事業計画、予算等の承認。 ・合併協議項目、会議運営規程等の議決。
第2回	6月16日	合併の方式は、新設(対等)合併とする。
第3回	7月15日	新市役所は現掛川市役所とし、現大東町役場・大須賀町役場は支所とする。
第4回	8月19日	1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。
第5回	10月21日	・法定となって最初の合併協議会。事業計画、予算等の承認。 地方税については、現行のとおりとする。ただし、1市2町で差異のある地方税については、次のとおり調整する。 (1) 個人市町村民税均等割については、年額2,500円とする。 (2) 入湯税については、1人1日につき100円とする。 (3) 都市計画法については、掛川市の例により課税する。ただし、合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間は、旧大東町及び旧大須賀町の区域については課税しないこととする。 特別職の職員の身分の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1) 常勤の特別職の任期等については、法令の定めるところによる。給料の額は、現行の給料額等を基に調整する。 (2) 議会の議員の報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。 (3) 行政委員会の委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額等を基に調整する。 (4) 付属機関の委員その他の特別職については、その必要性について検討の上、調整する。定数、任期及び報酬の額は、現行の制度を基に調整する。 一般職の職員の身分の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1) 1市2町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 (2) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。 (3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。 条例、規則等については、各協議項目の協議結果を踏まえて統一を図り、新市における事務事業が円滑に執行できるよう整備するものとする

新市建設計画策定小委員会報告
第6回・7回小委員会の協議内容
と新都市ビジョンについて報告し、意見交換を行いました。新市のまちづくりのあり方を示した新都市ビジョンについては概要版を11月に全世帯に配布する予定です。

新市名称候補選定小委員会報告

第2回小委員会で協議された新市名称募集集計結果、選定方法、今後の予定について報告されました。(集計結果の概要は4ページ参照)

【協議事項】

継続協議

3件の協議が行われました。

合併の期日について

議会の議員の定数及び任期の取扱い
合併の期日と議員の取扱いは関連が深いため、同時に協議されましたが結論が出ず、引き続き継続協議となりました。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

合併の期日及び議員の任期の取扱いと関連するため、今回は協議を行わず引き続き継続協議となりました。

協議

4件の協議が行われました。

地方税の取扱い

1市2町が課税している地方税で

使用料、手数料等の取扱い

使用料とは、上下水道使用料や運動施設、河川占用料など、公の施設や行政財産を使用した際に使用者から頂く料金のことです。手数料とは、印鑑証明手数料、納税証明手数料など、特定の人のためにする事務に関して頂く料金のことです。

同一目的の施設の使用料や同一種類の手数料であっても1市2町間の金額に差異があるため、その取扱いについて協議する必要があります。

協議内容の詳細については、インターネットのホームページにも掲載されています。
アドレス <http://www.kdo-gappei.jp>

新都市ビジョン概要版を全世帯に配布します

合併による新市のまちづくりのあり方を示した「新都市ビジョン」がこのほどまとまり、1市2町の全世帯にその概要版を配布することになりました。
今後は、このビジョンを基に、主要な事業や財政的な検討を加え、新市の基礎となる新市建設計画が策定されていくことになります。

特別職の職員の身分の取扱い

新市における市長、助役、収入役、議会議員、各種の行政委員会・付属機関の委員など特別職の公務員の身

1市2町で違いのある地方税の調整は?

税目	新市	掛川市	大東町	大須賀町
個人市町村民税均等割額 ¹	2,500円/年	2,500円/年	2,000円/年	2,000円/年
入湯税	1人1日100円	1人1日100円	1人1日150円	なし
都市計画法税 (都市計画区域)	0.3% ²	0.3% (原田・原泉を除く全域)	なし (全域)	なし (全域)
国民健康保険税	別途「国民健康保険事業の取扱い」で協議			

¹ 個人市町村民税均等割額は、市町村の人口規模で地方税法により定められています。人口5万人以上50万人未満の市は年額2,500円、5万人未満の場合は年額2,000円です。
² ただし、合併する日が属する年度及びそれに続く3年度間は、旧大東町及び旧大須賀町の区域については課税しない。

税額(率)に違いのあるものについては、次のとおり調整することが確認されました。

合併協議会だより

合併期日は平成17年3月28日に

(第7回合併協議会)



満員の傍聴席
合併協議 高まる関心
(11月18日：第6回合併協議会)

第6回合併協議会では「議会の議員の定数及び任期の取扱い」など6項目の協議が行われました。住民のみなさんの関心も高く、これまで最高の100人を越える傍聴者が詰めかけ、白熱した議論に耳を傾けていました。

合併協議会、小委員会は誰でも傍聴することができます。日程は、合併協議会だよりなどで随時お知らせしていますので、みなさんぜひお越しください。

表紙

P-2

P-4

合併協議 高まる関心

第6回合併協議会開催

第7回合併協議会開催
お知らせ

合併協議項目一覧表

は「確認」された項目、は「協議中」の項目です。

番号	項目	確認された協議会
1	合併の方式	第2回
2	合併の期日	第7回
3	新市の名称	
4	新市の事務所の位置	第3回
5	財産の取扱い	第4回
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第6回
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第7回
8	地方税の取扱い	第5回
9	特別職の職員の身分の取扱い	第5回
10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回
11	条例、規則等の取扱い	第5回
12	事務組織及び機構の取扱い	第6回
13	一部事務組合等の取扱い	第6回
14	使用料、手数料等の取扱い	第6回
15	公共的団体等の取扱い	
16	補助金、交付金等の取扱い	
17	電算システムの取扱い	
18	慣行の取扱い	
19	国民健康保険事業の取扱い	
20	介護保険事業の取扱い	
21	消防団の取扱い	
22	町名・字名の取扱い	
23	地域審議会の取扱い	
24	その他各種事務事業の取扱い	
	1 姉妹都市・国際交流事業	
	2 男女共同参画事業	
	3 広報広聴事業	
	4 情報公開・個人情報保護制度	
	5 地域振興事業	
	6 交通関係事業	
	7 窓口業務	
	8 防災消防関係事業	
	9 生活保護事業	
	10 高齢者福祉事業	
	11 児童福祉事業	
	12 保育事業	
	13 障害者福祉事業	
	14 廃棄物関係事業	
	15 環境・衛生関係事業	
	16 保健・医療関係事業	
	17 商工・観光関係事業	
	18 農林関係事業	
	19 建設関係事業	
	20 上・下水道事業	
	21 市(町)立学校(園)の通学区域	
	22 学校教育関係事業	
	23 社会教育関係事業	
	24 文化振興関係事業	
	25 その他事業	
25	新市建設計画	



第7回の協議結果は次のとおりです。

○継続協議
2件の協議が行われました。

○合併の期日について
平成17年3月28日案と、平成17年1月24日案とに意見が分かれ、長時間にわたり様々な角度からの議論が行われました。

その結果、「合併の期日は平成17年3月28日とする」ことが採決により確認されました。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
在任特例は、平成17年7月19日まで適用することになりました。

これにより「新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、平成17年7月19日まで在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する」ことが確認されました。

第7回合併協議会は、継続協議となつている「合併の期日」について決着を図るため12月2日、掛川市生涯学習センターを会場に、急きよ開催されました。電算システムの統合など合併に伴う事務を考慮すると結論の引き延ばしが難しい状況の中、深夜に及ぶ5時間の議論が行われました。その結果、「合併の期日は平成17年3月28日とする」ことが確認されました。

第7回合併協議会 合併の期日は平成17年3月28日

お知らせ

■第9回 合併協議会
と き：平成16年1月20日(火)
午後2時から
ところ：掛川グランドホテル3階 王冠の間

■第11回 新市建設計画策定小委員会
と き：12月22日(月)
午後1時30分から
ところ：掛川市役所4階 会議室1

合併協議会・小委員会は傍聴することができます。直接会場へお越しください。

ご意見をお寄せください 住民のみなさんからのご意見、ご提言をお待ちしています。お気軽にお寄せください。

掛川市	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市役所企画人材課	TEL 21-1127 FAX 21-1167
大東町	〒437-1491 大東町三俣620	大東町役場企画課	TEL 72-1112 FAX 72-5014
大須賀町	〒437-1393 大須賀町西大淵100	大須賀町役場総務課	TEL 48-1000 FAX 48-5996
事務局	〒436-8650 掛川市長谷701-1	掛川市・大東町・大須賀町 合併協議会	TEL 21-1211 FAX 21-1212

合併協議会だより1月号は休刊します。次回は2月号になります。

第6回合併協議会 議会の議員の定数 及び任期の取扱いが決まる

11月18日に開催した第6回合併協議会では、「新市名称候補選定小委員会」の報告、「合併の期日」など3件の継続協議、「事務局及び機構の取扱い」など3件の協議、「新市の名称」など5件の提案が行われました。

その結果、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」「事務局及び機構の取扱い」「一部事務組合等の取扱い」「使用料、手数料等の取扱い」について調整案どおり確認されました。

また、「合併の期日」については、第7回合併協議会を臨時的に開催（12月2日）し、協議することになりました。



第6回の協議結果は次のとおりです。

【報告事項】

● 1件の報告がされました。

○ 新市名称候補選定小委員会報告

新市名称候補選定に至った小委員会全3回の協議の経過及び結果について報告されました。

【第1回】 6月27日

正副委員長の選出、小委員会の運営要領、選定方法、選定基準の協議。

【第2回】 10月7日

新市名称公募集計結果、選定方法、今後のスケジュールの協議。

【第3回】 10月23日

日をもって脱退し、新市において合併の日に旧掛川市の区域を対象として加入する方向で調整する。

○ 小笠老人ホーム、東遠広域施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に旧大東町、旧大須賀町の区域を対象として加入する方向で調整する。

○ 大東町大須賀町衛生施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市に事務を継承する。

○ 使用料、手数料等の取扱い
使用料、手数料等については、次のとおり調整することが確認されました。

(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の施設の使用料については統一に向け調整する。

(2) 手数料については、原則として統一するものとする。

(3) 統一が困難な使用料及び手数料等については、次に掲げるものを除き、新市における住民の一体性の確保、負担の公平性の原則及び受益者負担の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討するものとする。

○ 保育所保育料については、合併年度及びそれに続く3年度間は、大東町の例により統一し、それに続く2年度間において、国の徴収基準額を参考に検討し、適

【第1次選定】
各委員が応募作品の中から3作品以内を選び10作品を選定。
【第2次選定】
第1次選定10作品の中から各委員がそれぞれ2作品以内を提案した後に協議し、合併協議会に提案する5作品を選定。

【協議事項】

● 継続協議
3件の協議が行われました。

○ 議会の議員の定数及び任期の取扱い
議会の議員の定数は30人。合併特例法による在任特例は適用せず、新たに新市で選挙により選出することが満場一致で確認されました。

○ 合併の期日について

平成17年3月案と、平成17年1月案とに意見が分かれ、結論が出ませんでした。合併期日については早急に決める必要があるため、急きよ12月2日に合併協議会を開催し、協議されることになりました。

○ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
12月2日の合併協議会で、合併の期日と併せて協議されることになりました。

● 協議
4件の協議が行われました。

○ 事務局及び機構の取扱い

新市における組織及び機構は、本庁及び支所の機能分担を考慮し、次に掲げる基本方針を基に、整備することが確認されました。

- (1) 地方分権や高度な行政課題に的確かつ柔軟に対応できる組織・機構
- (2) 市民が利用しやすく分かりやすい組織・機構
- (3) 新市移行後もサービスが低下しないよう十分に配慮された組織・機構
- (4) 簡素で効率的な組織・機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

○ 一部事務組合等の取扱い

一部事務組合は、1市町村では対応できなかったり、また広域で取り組んだ方が効率的であるなどの理由から市町村の事務の一部を共同で処理するために設立されるものです。

1市2町に係わる一部事務組合については、次のとおり調整することが確認されました。

- (1) 東遠定住圏施設組合、太田川原野谷川治水水防組合、小笠地区消防組合、東遠地区聖苑組合、東遠学園組合、中東遠看護専門学校組合、浅羽地域湛水防除施設組合及び静岡県大井川広域水道企業団については、合併の日の前日をもってそれぞれ脱退し、新市において合併の日に加入する方向で調整する。
- (2) 掛川市、菊川町及び小笠町衛生施設組合については、合併の日の前

新市の名称5候補

(50音順)

名称	選 定 理 由
えんしゅうし 遠 州 市	豊かな自然に恵まれた歴史ある遠州地方にちなんだ名称であり、新市を地理的にもイメージできるため、新市の名称としてふさわしい。
かがわし かがわ市	知名度の高い掛川の名を残しながらも、平仮名表記とすることで柔らかなイメージが加わり、新市の名称としてふさわしい。
かがわし 掛 川 市	掛川は、東海道の形成とともに、その要衝として長い歴史を有し、この地方における政治的・文化的な中心として発展を遂げてきた。また、現在の知名度も高いことから、新市の名称としてふさわしい。
さんじょうし 三 城 市	掛川城、高天神城、横須賀城という1市2町にそれぞれ存在した由緒ある三つの城にちなんでおり、住民の心のよりどころとなり得る名称であることから、新市の名称としてふさわしい。
しんかがわし 新掛川市	知名度の高い掛川の名を残しながらも、大東、大須賀との合併を機に新しい都市として更なる発展を遂げたいという願いが込められた名称であり、新市の名称としてふさわしい。

等が1市2町で異なっているため、一体性の確保や行財政改革の観点から、統一に向けた調整が必要となります。

○ 電算システムの取扱い
現在1市2町では、住民記録処理、税処理、各種証明など非常に多くの業務が電算システム（コンピュータ）を利用して行われています。

新市に移行した際、事務処理を一元的に行うためにはシステムを統合する必要があります。

○ 慣行の取扱い

市章、市の花・木・鳥市歌、市民憲章、都市宣言など法令等に定義付けされることなく慣例として行っているものを慣行といえます。新市のシンボルや基本姿勢を表すものであるためその取扱いについて協議する必要があります。

○ 新市の名称

新市名称候補選定小委員会で選定した下記の5作品から選定されます。

○ 提案

5件について提案され、協議する上での留意事項について説明がされました。なお、これらの提案事項は12月16日の協議会で協議されます。

○ 公共的団体等の取扱い

公共的団体等とは、農業協同組合、商工会議所・商工会、社会福祉協議会、シルバークラブセンター、体育協会、文化協会など公共的活動を営む団体を指します。

○ 補助金、交付金等の取扱い

補助金の種類、交付対象、交付額

協議内容の詳細については、インターネットのホームページにも掲載されています。
アドレス <http://www.kdo-gappei.jp>